\ 急な人手不足や繁忙期に! / 新たにスポットワーカーを活用してみませんか?



県内事業者がスポットワーカー(スキマバイト)を 雇用すると最大 10万円手数料を 支援します!

令和7年度スポットワーカー活用支援事業補助金

補助対象経費

スポットワーカー活用にかかる 手数料(サービス利用料)



対 象 事 業 者 ①もしくは②

①スポットワーカーの雇用をしたことがない事業者(所)

②(雇用実績がある場合)県が開催(後援)したセミナ を受講もしくは視聴した事業者(所)

補 助 率 1/3 補助限度額

最大10万円/社(所) (下限1万円)

補助対象期間

申込書記載の事業実施予定時期の始期日※ ~令和8年3月16日

※事業実施予定時期の始期日は、申込日以降の日付となります。

補助金交付までの流れ

- ① 申込書提出
- ② スポットワーカー雇用(2月末まで)
- ③ 交付申請兼実績報告書を提出 (R8年3月16日〆)
- ④ 補助金交付

活用例

〇スポットワーカーを3人(時給1,000円、5時間勤務)、 10日間雇用した場合、

手数料が4.5万円(賃金の30%の場合)発生します。

〇本制度を活用すると、手数料の1/3に相当する

1.5万円の補助があります。

申請・お問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課 産業人材室

Tel : 0776-20-0390

E-mail: rousei@pref.fukui.lg.jp

※補助要件等の詳細は、福井県ホームページで 必ずご確認ください。

スポットワーカー活用支援事業補助金

検索

